

「市民防災の日」を契機とした防災意識啓発および防災アプリ普及促進広報業務委託に係る
提案競技実施要領

1 名称

「市民防災の日」を契機とした防災意識啓発および防災アプリ普及促進広報業務委託

2 目的

本市では、平成17年3月20日に発生した福岡西方沖地震の記憶と経験を風化させないため、この日を「市民防災の日」と定め、毎年自主媒体等で市民向けに広報活動や講演会などの啓発事業を実施しています。

今年度は、地震から20年という大きな節目を迎えるタイミングであり、地震の記憶を振り返ることで、その教訓を次世代へ継承し、改めて災害を「自分ごと」として考えることが重要であり、この機を捉え、市民の防災意識の浸透とその向上を図ります。特に、災害時の迅速かつ適切な避難行動が可能となるように、避難生活を支援する本市防災アプリ『ツナガル+（プラス）』（以下「防災アプリ」という。）のさらなる普及促進に繋げる目的で本業務委託を実施します。

▼防災アプリ『ツナガル+』

近くの避難所の表示、避難所へのルート案内、市への支援要請など、災害時の避難行動、避難生活を支援するアプリ。能登半島地震でも課題となった、孤立避難者の効率的な把握と支援に有効なツールとして普及・啓発に取り組んでいる。

現在、『ツナガル+』の導入数は約18.7万件（令和6年9月末時点）であり、福岡市の人口約165万人に対して約11.3%となっている。



https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/t_bousai/tsunagaru_plus.html

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 総事業費

5,000千円（上限額、消費税及び地方消費税相当額含む。）

5 委託内容

「基本仕様書（案）」のとおり

6 提案内容

「基本仕様書（案）」を確認のうえ、下記(1)～(3)を踏まえて、市民向けの効果的な広報プランを提案してください。

(1) 方針、コンセプト等

(2) 業務推進体制および作業スケジュール

(3) 同種または類似事業の実績

自治体・公的機関に関わらず、過去5年間において、本業務と同種または類似の業務実績があれば記載してください。

※ 以下について指定はございませんので、自由にご提案ください。

▶ 「新聞広告」…広告枠のサイズ

▶ 「WEB 広告」および「まちなかにおける PR」…活用する媒体

7 特記事項

- (1) 本業務において、写真およびイラストなどを使用する場合、著作権や肖像権等の権利関係については、提案者において処理することを前提に提案してください。
- (2) 「5 委託内容」を実施するために必要な経費は、全て「4 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載してください。
- (3) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。

8 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年11月18日(月) |
| (2) 質問締切 | 令和6年11月22日(金) 17時 |
| (3) 申込締切 | 令和6年11月29日(金) 17時 |
| (4) 参加辞退 | 令和6年12月 4日(水) 17時 |
| (5) 提案締切 | 令和6年12月 6日(金) 17時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和6年12月中旬 |
| (7) 事業者決定 | 令和6年12月下旬 |
| (8) 契約締結 | 令和6年12月下旬 |

9 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領はこちらから確認できます。 <http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表

第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

10 質問

提案にあたり疑義が生じた場合は、令和6年11月22日（金）17時までに、提案競技質問書（様式2）に記載の上、Eメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。質問への回答は、受付後、原則2営業日以内に福岡市ホームページに掲載します。

(1) 質問提出先：福岡市市長室広報戦略室広報戦略課 担当：片桐、吉村

Eメール：senryaku.MO@city.fukuoka.lg.jp 電話番号：092-711-4878

(2) 回答の掲載場所

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html#002>

11 参加申込

参加資格を確認し、提案書審査の時間を設定するために、下記のとおり参加申し込みをお願いします。

(1) 参加申込書の提出期限・提出方法

令和6年11月29日（金）17時までに、郵送（必着）または持参してください。

(2) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所10階
福岡市市長室広報戦略室広報戦略課 担当：片桐、吉村

(3) 提出書類

下記①～⑧の書類（②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本）を提出してください（各1部）。なお、「令和4・5・6年度 福岡市・水道局・交通局 競争入札有資格者名簿」に登録されている場合は、②～⑨の提出は不要です。

① 提案競技参加申請書（様式1）

② 登記事項証明書（法人の場合）

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出（履歴事項全部証明書でも可）

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものです。

注2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

注3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要です。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する事業者については、福岡市発行の納税証明のうち、「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出

注 2) 証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択ください（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。

⑥ 委任状（様式 1-2）

注 1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第 1-2 号により委任状を作成して提出してください。

⑦ 誓約書（様式 1-3）

注 1) 代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用してください。

⑧ 役員名簿（様式 1-4）

注 1) 代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入してください。

注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用します。

注 3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます（監査役、監事、事務局長は含まない。）。

⑨ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1) 法人の場合は、直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出

注 2) 個人の場合は、個人用財務諸表（様式 1-5）をもとに作成のうえ提出

12 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届（様式 3）を提出してください。

(1) 提出期限・提出方法

令和 6 年 12 月 4 日（水）17 時までに、郵送（必着）または持参してください。

(2) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 10 階
福岡市市長室広報戦略室広報戦略課 担当：片桐、吉村

13 事業提案書等の提出

(1) 提出期限・提出方法

令和 6 年 12 月 6 日（金）17 時までに、郵送（必着）または持参してください。

(2) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 10 階
福岡市市長室広報戦略室広報戦略課 担当：片桐、吉村

(3) 提出書類

下記ア・イを 1 つにまとめて提出してください。また、全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。

ア 事業提案書

- ・書式は自由、A4 横サイズ、横書き、表紙を除き 10 ページ以内、ページ番号を記入、片面印刷をお願いします。
- ・表紙には市から事前に E メールでお知らせする社名（A 社、B 社など）を記載してください。

イ 見積書

- ・事業者名は無記名とし、押印も不要
- ※ 規定する 10 ページには含まれません。

(4) 提出部数

9 部

※見積書については、この9部とは別に事業者名を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。

(5) その他

プレゼンテーションは提出された事業提案書をもとに行っていただきます。その際、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は事業提案書の提出時にお申し出ください。

14 選考

(1) プレゼンテーション

事業提案書等の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行います。プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する方が行ってください。詳細な日時・場所は、後日、参加事業者宛に E メールで通知します。

- ① 日時：令和 6 年 12 月中旬から下旬
- ② 場所：福岡市役所内会議室（予定）
- ③ 説明：時間は 15 分(説明 10 分・質疑応答 5 分)です。

- ▶ 出席者は 1 団体 2 名まで
- ▶ 参加申し込み多数の場合、企画提案書による書類審査（1 次審査）を行う場合があります。
- ▶ 書類審査（1 次審査）を行う場合、プレゼンテーションの参加対象とならなかった事業者には令和 6 年 12 月 13 日(金)17 時までに E メールで連絡します。書類審査を行わない場合は特にいたしません。

- ④ 審議：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選考します。
ただし、委員会の評価点が満点の 6 割に満たない場合は、選考の対象としません。

- ⑤ 決定通知：令和 6 年 12 月下旬 に E メールによる文書で連絡予定です。

(2) 選考委員会の審議に付す事項(以下の事項を総合的に審議し、最優秀案を選考します。)

別紙「評価表」のとおり

15 提出書類の取扱い

- (1) 事業提案書提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類等は返却しません。提出書類等は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

16 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

17 契約

選考委員会での審議に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。契約締結に至らない場合は、次点の者と協議を行います。

18 委託における著作権等の取扱い

- (1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとします。
- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとします。
- (3) 発注者は、福岡市のシティプロモーションに資する目的で、成果物を福岡市が実施する各種プロモーション活動等において活用できるとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとします。
 - ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③ 発注者が「2 目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。

19 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止します。

20 添付資料

- (1) 基本仕様書（案）
- (2) 評価表
- (3) 様式
 - （様式 1）提案競技参加申請書
 - （様式 1-2）委任状
 - （様式 1-3）誓約書
 - （様式 1-4）役員名簿
 - （様式 1-5）個人用財務諸表および参考資料
 - （様式 2）提案競技質問書
 - （様式 3）参加辞退届

21 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 10 階

福岡市市長室広報戦略室広報戦略課 担当：片桐、吉村

Eメール：senryaku.MO@city.fukuoka.lg.jp 電話番号：092-711-4878